

令和6年第3回阿波市議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 令和6年8月26日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（20名）

1番 黒川理佳	2番 檜原浩二
3番 野口加代子	4番 竹内政幸
5番 原田健資	6番 武澤豪
7番 北上正弘	8番 後藤修
9番 坂東重夫	10番 藤本功男
11番 笠井安之	12番 中野厚志
13番 笠井一司	14番 檜原伸
15番 松村幸治	16番 吉田稔
17番 木村松雄	18番 阿部雅志
19番 原田定信	20番 三浦三一

欠席議員（なし）

会議録署名議員

14番 檜原伸	15番 松村幸治
---------	----------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 町田寿人	副市長 安丸学
政策監 正木孝一	教育長 高田稔
理事 坂東孝一	市民部長 森友邦明
健康福祉部長 稲井誠司	産業経済部長 森克彦
建設部長 高田敬二	水道部長 吉岡宏
教育部長 小松隆	危機管理局長 笠井和芳
企画総務部次長 大倉洋二	市民部次長 古川秀樹
健康福祉部次長 笠井孝彦	建設部次長 大石憲司
教育部次長 三宅剛	教育部次長 酒巻達也
吉野支所長 鈴田直城	土成支所長 妹尾光雄
阿波支所長 大塚清	農業委員会事務局長 住友勝次
監査事務局長 坂東明	水道部次長 吉成永吾

会計管理者 清 田 美恵子

財政課長 藤 井 信 良

代表監査委員 中 野 修 一

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 相原 繁 喜

事務局議事総務課長 松 永 祐 子

事務局議事総務課係長 大塚 久 史

議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 行政報告
- 日程第 4 議案第 38 号 令和 5 年度阿波市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 議案第 39 号 令和 5 年度阿波市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 議案第 40 号 令和 5 年度阿波市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 議案第 41 号 令和 5 年度阿波市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議案第 42 号 令和 5 年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議案第 43 号 令和 5 年度阿波市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 10 議案第 44 号 令和 5 年度阿波市御所財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 11 議案第 45 号 令和 5 年度阿波市水道事業会計決算認定について
- 日程第 12 議案第 46 号 令和 6 年度阿波市一般会計補正予算（第 5 号）について
- 日程第 13 議案第 47 号 令和 6 年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 14 議案第 48 号 令和 6 年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 15 議案第 49 号 阿波市手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第 16 議案第 50 号 阿波市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 17 報告第 5 号 令和 5 年度阿波市健全化判断比率及び資金不足比率について

て

日程第18 請願第3号 家族従業者の働き分を認めない所得税法第56条の見直し  
を求める請願

午前10時00分 開会

○議長（笠井安之君） 現在の出席議員は20名で定足数に達しており、議会は成立しました。

ただいまから令和6年第3回阿波市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を申し上げます。

お手元に配付しております資料をご覧ください。

まず初めに、議員研修についてご報告申し上げます。

8月8日に徳島グランヴィリオホテルにおいて県内議会3団体連携事業として徳島県町村議会議員研修会が開催され、参加いたしました。研修会では、元陸上幕僚長岩田清文氏より「台湾・日本有事に備え、戦争を抑止する」、また同志社大学名誉教授新川達郎氏より「災害時における議会の役割」と題した講演をそれぞれ拝聴いたしました。

次に、議長会関係会議の報告を申し上げます。

7月8日に東京都の全国都市会館において第180回全国市議会議長会産業経済委員会が開催され、議長が出席いたしました。

続いて、要望活動等についてご報告申し上げます。

8月20日に東京都内において徳島県主催による徳島自動車道の早期4車線化等に向けた徳島南部自動車道・阿南安芸自動車道・徳島自動車道等整備促進決起大会及び要望活動が行われ、議長が町田市長と共に出席いたしました。

続いて、組合関係についてご報告申し上げます。

6月24日に中央広域環境施設組合議会臨時会、7月5日に徳島中央広域連合議会臨時会が開催され、関係議員と共に出席いたしました。

続いて、その他といたしまして、6月5日に阿波市緑と森づくり委員会総会、28日に徳島駅伝阿波市選手強化委員会総会、7月2日に阿波市まち・ひと・しごと創生本部有識者会議、11日に阿波市土地改良区連絡協議会総会、23日に国道193号（脇町・塩江間）整備促進期成同盟会定期総会、26日に阿波市勤労青少年ホーム運営委員会、29日に四国横断線（国道193号・主要地方道志度山川線）改良促進期成同盟会理事会並びに総会、8月1日に西条大橋沿線並びに国道318号改良促進期成会総会、2日に四国土砂防災ネットワーク議員連盟総会、11日に世界で一番暑い夏 in 阿波市、21日に青少年非行防止阿波吉野川中学校生徒弁論大会、阿波市総合計画審議会、阿波市行財政改革推進

委員会が開催され、関係議員と共に出席いたしました。

次に、教育委員会から、令和5年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価に関する報告書の提出がありましたので、お手元に配付しております。

次に、監査委員から、令和6年5月、6月分の例月現金出納検査及び監査結果報告書が議長宛てに提出されています。

以上の件の詳細については、関係書類を議会事務局に保管していますので、ご高覧ください。

次に、市長からお手元に配付のとおり、議案等の提出通知がありましたのでご報告しておきます。

諸般の報告は以上のとおりであります。

これより本日の日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付してあります日程表のとおりです。

~~~~~

#### **日程第1 会議録署名議員の指名について**

○議長（笠井安之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、14番樫原伸君、15番松村幸治君の両名を指名いたします。

~~~~~

#### **日程第2 会期の決定について**

○議長（笠井安之君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期の決定については、8月19日に議会運営委員会が開かれておりますので、結果について委員長に報告を求めます。

木村松雄議会運営委員長。

○議会運営委員長（木村松雄君） おはようございます。

議会運営委員会の協議の結果について報告を申し上げます。

令和6年第3回阿波市議会定例会の運営協議のため、8月19日午前10時から委員会室において、正副議長及び委員8名、理事者側から市長、副市長、政策監、理事ほか担当職員の出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。

まず、今定例会の会期については、慎重に協議をいたしました結果、本日8月26日か

ら9月19日までの25日間に決定をいたしました。

議事日程については、既に配付をしてあります日割り表のとおり、本日は諸般の報告、行政報告、提出議案の説明、決算審査特別委員会設置を予定いたしております。

9月5日の本会議は午前10時に開会いたしまして、代表質問、一般質問を予定しており、9月6日午前10時に開会し一般質問、9月9日午前10時に開会し一般質問、その後、議案に対しての質疑、各委員会へ付託を予定いたしております。

次に、9月10日午前9時30分から決算審査特別委員会、9月11日午前10時から総務常任委員会、9月12日午前10時から文教厚生常任委員会、9月13日午前10時から産業建設常任委員会を予定いたしております。

次に、9月19日は午前10時から本会議を開会し、各常任委員会委員長の報告、質疑、討論、採決を行い、閉会を予定いたしております。

次に、代表質問、一般質問、質疑通告書の締切りは、明日8月27日の正午となっております。円滑な議会運営ができますよう、議員並びに理事者のご協力をよろしくお願いいたします。報告といたします。

以上でございます。

○議長（笠井安之君） お諮りいたします。

本定例会の会期については、本日から9月19日までの25日間とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井安之君） ご異議なしと認めます。よって、会期を本日から9月19日までの25日間と決定いたしました。

~~~~~

### 日程第3 行政報告

○議長（笠井安之君） 日程第3、行政報告を市長に求めます。

町田市長。

○市長（町田寿人君） 本日は、令和6年第3回阿波市議会定例会を招集しましたところ、笠井安之議長、武澤副議長をはじめ議員各位におかれましてはご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃は市行政全般にわたりまして格別のご支援、ご協力をいただいておりますことに心から厚くお礼を申し上げます。

それでは、開会に当たりまして、市政の重要課題等についてご報告を申し上げます。

初めに、ネーミングライツの導入についてでございます。

財政運営上の課題でありました自主財源の確保に向け、今年度の新たな取組として阿波市民球場ネーミングライツ導入事業を進めており、今月 5 日開催の広告審査委員会におきまして、株式会社十川ゴム様を優先交渉者に決定し、来月 3 日、契約調印式を執り行う運びとなりました。契約期間は令和 6 年 1 0 月 1 日からの 3 年間で、同日から新たな愛称である「あわ十川ゴム球場」の使用を開始いたします。ネーミングライツ導入により、施設の維持補修等の財源が確保でき、市民サービスの向上に役立つとともに、パートナーとなる企業においても社会貢献活動につながることから、今後におきましても取組を推進してまいります。

次に、順次行政報告を申し上げます。

初めに、今月 2 2 日、市役所におきまして、阿波市市民表彰式を執り行いました。本市の発展、振興等に寄与し、ご功績のありました茂治博仁様、大俣自然観察会様、小泉二郎様、平島納子様の 3 名及び 1 団体に対し表彰状並びに感謝状を授与し、敬意を表したところでございます。

表彰を受けられた皆様には、それぞれのお立場で、あらゆる活動を通じて多大なご貢献を賜ったところでございます。今後におきましても健康にご留意され、なお一層市勢発展のため、お力添えとご指導を賜りますようお願い申し上げます。

次に、今月 1 1 日、阿波市、吉野川市の阿波踊り連で設立された吉野川中央阿波踊り振興会の主催による「阿波踊り 2 0 2 4 未来への挑戦！世界で一番暑い夏 i n 阿波市」と題した、初めての阿波踊りイベントがアエルワ西側の円形広場で開催されました。約 2, 5 0 0 人のご参加をいただき、連員の皆様方による迫力のある華麗な演舞を披露していただいたほか、東かがわ市のしろとり動物園の移動動物園や複数のキッチンカーの出店もあり、イベントは大盛況でした。

次に、一昨日の 2 4 日、阿波市商工会青年部の主催による阿波市納涼祭が御所グラウンドで盛大に開催されました。5 年ぶりの本格的な打ち上げ花火に加え、飲食ブースでの料理等の提供、阿波高校音楽部やダンススクールによるステージショーなど多彩な催しを行い、大いににぎわいました。阿波市納涼祭は、商工会青年部が本市の商工業の発展や地域の活性化の一助となるようご尽力をいただいております。今後も本市を代表するイベント、また夏の風物詩となるようますます盛り上がりを見せ、本市発展につながるのではないかと大きな期待を寄せているところでございます。

次に、徳島自動車道4車線化事業についてでございます。

(仮称)阿波スマートインターチェンジ付近、7.7キロメートルでの事業中の徳島自動車道4車線化事業につきましては、西日本道路株式会社四国支社様において、主たる土工事3件の受注者が決定し、順調に事業が進んでいると伺っております。

また、(仮称)阿波スマートインターチェンジにつきましても、令和5年2月に工事が開始、本体工事についても本格化しており、一日も早い供用開始に向け、地域の皆さんはもとより、関係機関と連携を図りながら、引き続きスピード感を持って取り組んでまいります。

次に、先月14日、北島町の徳島県消防学校におきまして、第34回徳島県消防操法大会が開催されました。大会には、郡市の予選を勝ち抜きました代表27チームの精鋭消防団員が参加し、日頃鍛えた消防操法技術を競い合いました。本市からは、ポンプ車の部に市場方面第1分団が、小型ポンプの部には阿波方面第2分団が出場しました。消防団員の皆様方は、日頃から訓練を続け知識と技術の向上に努められており、その成果が遺憾なく発揮されたものと考えております。

次に、市政情報の発信についてでございます。

今年度も、市政に関する情報について阿波市ケーブルネットワークを活用した番組を制作し、情報発信をしております。内容につきましては、令和5年度の主な取組のほか、令和6年度からの新たな取組、各部局からの最新情報など、市政に関するご報告、自治会長の皆様からの意見、提言に対するご回答などを放送させていただいております。

今後におきましても、より多くの市民の皆様にも市政に対するご理解をいただけますよう、施策や事業等についてLINEなども利用し、積極的な情報発信に努めてまいります。

次に、国等に対する要望活動等についてご報告いたします。

初めに、今月20日、徳島県主催により、徳島南部自動車道・阿南安芸自動車道・徳島自動車道等整備促進決起大会が東京都の都道府県会館で開催され、徳島県知事、県議会議員や県内市町村長、笠井安之議長と共に出席をいたしました。大会では、土成インターチェンジから吉野川サービスエリアスマートインターの事業推進をはじめ、徳島自動車道の早期4車線化などを決議し、関係国会議員に要望活動を行いました。

また、今月8日の南海トラフ地震臨時情報の発表を受け、国土交通省に対しまして、発災時における市内の緊急輸送道路の複数確保について特段の支援を要請してまいりました。

た。

次に、国営かんがい排水事業吉野川北岸二期地区についてでございます。

国営かんがい排水事業につきましては、近年の、営農形態の変化に伴う用水需要の変化、建設後30年以上が経過した施設の老朽化対策、また大規模地震への備えといった課題への対応が急務となっております。加えて、本年度は取水施設改修工事等が予定されているところであり、国営吉野川北岸二期土地改良事業推進協議会の会長といたしまして、本地区の着実な事業推進をはじめ、早期完成や予算確保、また資材、労務費高騰による事業費増加を考慮した予算額の確保について、先月9日には徳島県知事に、同月16日には中国四国農政局長に対しまして、さらに同月25日には徳島県選出国會議員及び農林水産省に対しまして要望活動を行いました。

次に、今月2日に徳島県、同月7日には四国地方整備局に対し主要地方道志度山川線及び一般国道193号線におけるバイパス区間、通行止め等の未整備区間や道路冠水の発生箇所等につきまして、早期に整備を進めていただくよう要望を行いました。

国等への要望活動、政策提言につきましては、本市の重要施策の推進に欠かせないものとなっていることから、今後におきましても機会あるごとに積極的に行ってまいりたいと考えております。

以上、報告を申し上げ、開会に当たりましての行政報告とさせていただきます。

~~~~~

- 日程第 4 議案第 38号 令和5年度阿波市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 議案第 39号 令和5年度阿波市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 議案第 40号 令和5年度阿波市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 議案第 41号 令和5年度阿波市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議案第 42号 令和5年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議案第 43号 令和5年度阿波市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 10 議案第 44号 令和5年度阿波市御所財産区特別会計歳入歳出決算認定

について

日程第 1 1 議案第 4 5 号 令和 5 年度阿波市水道事業会計決算認定について

日程第 1 2 議案第 4 6 号 令和 6 年度阿波市一般会計補正予算（第 5 号）について

日程第 1 3 議案第 4 7 号 令和 6 年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について

日程第 1 4 議案第 4 8 号 令和 6 年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について

日程第 1 5 議案第 4 9 号 阿波市手数料徴収条例の一部改正について

日程第 1 6 議案第 5 0 号 阿波市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第 1 7 報告第 5 号 令和 5 年度阿波市健全化判断比率及び資金不足比率について

○議長（笠井安之君） 日程第 4、議案第 3 8 号令和 5 年度阿波市一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第 1 7、報告第 5 号令和 5 年度阿波市健全化判断比率及び資金不足比率についてまでの計 1 4 件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町田市長。

○市長（町田寿人君） 本日提案させていただいております令和 6 年第 3 回阿波市議会定例会への提出議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今定例会におきましては、決算認定 8 件、予算案件 3 件、条例案件 2 件、報告案件 1 件の計 1 4 件について審議をお願いするものでございます。

最初に、議案第 3 8 号令和 5 年度阿波市一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第 4 4 号令和 5 年度阿波市御所財産区特別会計歳入歳出決算認定についてまでの 7 件につきましては、地方自治法第 2 3 3 条第 2 項の規定に基づき監査委員の審査に付しましたので、同条第 3 項の規定により議会の認定をお願いするものでございます。

次に、議案第 4 5 号令和 5 年度阿波市水道事業会計決算認定につきましては、地方公営企業法第 3 0 条第 2 項の規定に基づき監査委員の審査に付しましたので、同条第 4 項の規定により議会の認定をお願いするものでございます。

次に、議案第 4 6 号令和 6 年度阿波市一般会計補正予算（第 5 号）につきましては、追加補正予算額 3 億 1, 2 1 0 万円でございます。

主な事業といたしましては、新型コロナウイルス感染症重症化予防のための新型コロナ定期接種ワクチン事業や農業用水利施設等を整備する県営土地改良事業に係る負担金、木造住宅耐震改修の補助限度額引上げに伴う木造住宅耐震化促進事業、市道の改良工事をはじめとする道路新設改良事業でございます。

次に、議案第47号令和6年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、減額補正予算額1,270万2,000円でございます。

次に、議案第48号令和6年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、追加補正予算額3,320万円でございます。

次に、議案第49号阿波市手数料徴収条例の一部改正につきましては、手数料の徴収にキャッシュレス決済を導入するため、条例の一部改正を行うものです。

次に、議案第50号阿波市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、市場町の開ノ口団地の除却を行うため、条例の一部改正を行うものです。

次に、報告第5号令和5年度阿波市健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき監査委員の審査に付しましたので、報告をさせていただきますのでございます。

以上、議案等について提案理由の説明を申し上げましたが、議案内容の詳細につきましては、この後理事等から説明をさせていただきますので、十分ご審議の上、ご賛同いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

次に、提出されております各議案について補足説明を求めます。

清田会計管理者。

○会計管理者（清田美恵子君） ただいま市長から提案をさせていただきました議案のうち、議案第38号令和5年度阿波市一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第44号令和5年度阿波市御所財産区特別会計歳入歳出決算認定についてまでの7議案につきまして補足説明をさせていただきます。

資料として、お手元に配付しておりますA3の用紙1枚物、令和5年度阿波市一般会計歳入歳出決算表をご覧ください。こちらの資料によりまして決算の概要を説明させていただきます。

なお、決算表の収入済額、支出済額をそれぞれ歳入決算額、歳出決算額と読み替えてご説明申し上げます。

それでは初めに、上段の一般会計歳入歳出決算表の左側の表をご覧ください。

歳入決算表の一番下の行の①の欄、歳入決算総額は219億2,744万7,687円であり、前年度と比較しますと、率にして3.6%、金額にして約7億6,400万円の増額となっております。

続きまして、右側の歳出決算表一番下の行の②の欄、歳出決算総額は211億5,160万621円となっており、前年度と比較しまして、率にして4.7%、金額にして約9億4,000万円の増額となっております。これにより、歳入歳出差引き額は7億7,584万7,066円となっております。

次に、③令和6年度への繰越事業につきましては、2款総務費の社会保障・税番号制度システム整備事業など23事業あり、総額で9億1,292万3,000円。このうち、翌年度へ繰り越すべき財源が④の1億1,607万円となっております。

したがいまして、歳入歳出差引き額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた金額の実質収支額は6億5,977万7,066円の黒字となっております。

続きまして、左側、歳入決算表の主なものについて説明させていただきます。

自主財源の根幹である1款市税につきましては、市民税、固定資産税が増加したことによりまして、前年度より約4,500万円増の36億9,342万6,115円となっております。

次に、表の中ほどより下、15款国庫支出金につきましては、新型コロナウイルス感染症に関する交付金等が減少したことにより、前年度より約3億1,000万円減の32億2,005万8,819円となっております。

次に、一番下の行、22款市債につきましては、吉野中学校屋内運動場の大規模改修事業などに地方債を充当したことから、前年度より約3億8,000万円増の15億3,150万円となっております。

続きまして、右側の歳出の主なものについて説明をさせていただきます。

上から3行目、3款民生費につきましては、物価高騰対策給付金事業等、補助費などの増加により、前年度より約3億8,000万円増の78億2,527万4,624円となっております。

次に、4款衛生費につきましては、小倉高区配水池築造工事に係る上水道整備事業などにより、前年度より約3億5,000万円増の24億3,226万8,107円となっております。

次に、10款教育費につきましては、吉野中学校屋内運動場や阿波図書館などの大規模改修事業等により、前年度より約2億6,000万円増の17億1,454万7,948円となっております。

続きまして、中ほどの表の令和5年度阿波市特別会計歳入歳出決算表について説明をさせていただきます。

こちらの表には、国民健康保険特別会計をはじめ6つの特別会計の決算状況を記載しております。表の矢印で示しているところの合計欄でご説明申し上げます。

歳入決算額97億8,723万7,614円、歳出決算額96億1,750万5,277円、歳入歳出差引き額1億6,973万2,337円となっております。また、翌年度繰越額につきましては、農業集落排水事業特別会計の1,142万3,000円で、そのうち翌年度へ繰り越すべき財源が592万3,000円でありますので、実質収支額は1億6,380万9,337円の黒字となっております。

最後に、資料の一番下の基金残高状況について説明をさせていただきます。

一般会計の基金に属する現金及び有価証券の5年度末の残高につきましては、右の矢印一番上のところで、148億3,119万9,534円であり、前年度より1億7,404万4,629円増加しております。

また、特別会計の基金につきましては、国民健康保険と介護保険の2つあり、合計は真ん中の矢印のところで8億8,213万1,791円でございます。

これら全てを合わせた基金残高は、一番下の矢印で、157億1,333万1,325円となっております。

なお、決算書に財産に関する調書並びに主要な施策の成果に関する説明書を掲載しておりますので、後ほどご高覧ください。

以上、議案第38号から議案第44号までの補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（笠井安之君） 吉岡水道部長。

○水道部長（吉岡 宏君） それでは、議案第45号について補足説明をさせていただきます。

議案第45号令和5年度阿波市水道事業会計決算認定について。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和5年度阿波市水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和6年8月26日提出、阿波市長。

決算書の2ページ、3ページをお願いいたします。

1、収益的収入及び支出の決算概要でございますが、収入欄第1款水道事業収益、右のページ決算額7億19万2,048円に対し、下欄支出第1款水道事業費用が、決算額5億8,606万9,751円で、差引き1億1,412万2,297円となっております。

次に、4ページ、5ページをお願いいたします。

2、資本的収入及び支出の決算概要でございますが、収入欄第1款資本的収入、右のページ決算額5億9,533万4,717円に対し、下欄支出第1款資本的支出が、決算額8億9,727万6,249円で、表の下、資本的収入額が資本的支出額に不足する額3億194万1,532円は、過年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額290万8,646円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,313万7,011円及び過年度分損益勘定留保資金2億6,589万5,875円で補填をしております。

以上、議案第45号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（笠井安之君） 坂東理事。

○理事（坂東孝一君） それでは、議案第46号令和6年度阿波市一般会計補正予算（第5号）について補足説明をさせていただきます。

令和6年度阿波市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億1,210万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ202億9,280万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正による。

第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正による。

令和6年8月26日提出、阿波市長。

この補正予算（第5号）につきましては、6月補正予算後の状況変化等を踏まえ、早急に取り組むべき事業、人事異動に伴う人件費、新型コロナ定期接種ワクチン事業に要する経費などについて予算計上しております。

次に、5ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為補正の追加につきましては、令和7年度を期間とする市制施行20周年記念式典実施事業、限度額200万円及び第2次教育振興計画後期計画策定業務委託料、限度額363万円をお願いするものでございます。

次に、第3表地方債補正につきましては、総務債など7件の限度額の変更で、補正後の限度額総額は12億2,760万円でございます。

それでは、歳入歳出予算の説明をさせていただきます。

初めに、歳入予算といたしまして、12ページ、13ページをお願いいたします。

15款2項国庫補助金9,111万9,000円につきましては、主に定額減税補足給付金に係る物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございます。

次に、14ページ、15ページをお願いいたします。

18款1項寄附金500万円につきましては、小・中学生の学習に活用してほしいとご寄附をいただいた教育費寄附金でございます。

次に、16ページ、17ページをお願いいたします。

20款1項繰越金につきましては、繰越額が確定したことから7,262万6,000円を見込むものでございます。

次に、22款1項市債8,470万円につきましては、主に県営土地改良事業の一般補助施設整備等事業債や道路防災に係る道路側溝整備などの緊急自然災害防止対策事業債でございます。

次に、歳出予算について説明をさせていただきます。

20ページ、21ページをお願いいたします。

2款1項総務管理費1億1,250万1,000円につきましては、主に定額減税をし切れないと見込まれる方へその差額を調整の上給付を行う定額減税補足給付金給付事業で、給付対象者増加分を追加計上いたしております。

次に、26ページ、27ページをお願いいたします。

4款1項保健衛生費3,544万6,000円につきましては、主に新型コロナ定期接種ワクチン事業に係る経費でございます。

次に、30ページ、31ページをお願いいたします。

6款2項農地費4,329万8,000円につきましては、主に県営土地改良事業の負担金で、排水機場の補修や排水路改修などを行うものでございます。

次に、32ページ、33ページをお願いいたします。

8款2項道路橋りょう費5,300万9,000円につきましては、主に道路新設改良費で、市道の舗装や改良のための予算を計上しております。

最後に、46ページをお願いいたします。

この調書は、5ページの地方債補正の変更に基づき調整したもので、表の右下、当該年度末現在高見込額の合計額は170億5,869万円でございます。

以上、議案第46号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（笠井安之君） 森友市民部長。

○市民部長（森友邦明君） それでは、議案第47号について補足説明をさせていただきます。

議案第47号令和6年度阿波市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,270万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億7,801万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和6年8月26日提出、阿波市長。

今回の補正予算（第1号）につきましては、繰越金が現計予算に及ばないため、基金の取崩しにより調整したものでございます。

それでは、歳入歳出予算の主なものについて説明させていただきます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

初めに、歳入予算の主なものとして、10ページ上から5行目、7款2項1目国民健康保険基金繰入金2,472万8,000円の追加につきましては、国民健康保険基金繰入金により歳入歳出予算の調整をするものでございます。

次に、10ページ、下から2行目、8款1項1目繰越金3,837万円の減額につきましては、令和6年度当初予算が6,000万円を計上しておりましたが、前年度繰越金が2,163万円に確定したためによるものでございます。

以上、歳入予算の説明とさせていただきます。

続きまして、歳出予算について説明させていただきます。

12ページ、13ページをお願いいたします。

主なものといたしまして、12ページ下から2行目、3款1項1目一般被保険者医療給付費分2、153万2,000円の減額や、14ページの上から2行目、3款2項1目一般被保険者後期高齢者支援金等分、補正額954万2,000円の追加につきましては、県への保険事業費納付金の額がそれぞれ確定したことによるものでございます。

以上、議案第47号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（笠井安之君） 稲井健康福祉部長。

○健康福祉部長（稲井誠司君） 議案第48号について補足説明をさせていただきます。

議案第48号令和6年度阿波市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,320万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億9,420万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和6年8月26日提出、阿波市長。

今回の補正予算につきましては、前年度の介護給付費負担金の実績額の確定に伴う償還金の追加補正や職員の定期異動に伴う人件費の調整等を行うものでございます。

それでは、歳入歳出予算の主なものについて説明をさせていただきます。

10ページ、11ページをお開きください。

初めに、歳入につきましては、左のページ上から4行目、3款国庫支出金、2項国庫補助金の補正額が491万2,000円の追加で、右のページ説明欄、保険者機能強化推進交付金や介護保険保険者努力支援交付金等の交付額の確定によるものでございます。

次に、12、13ページをお開きください。

左のページ上から2行目、8款繰入金、1項一般会計繰入金の補正額が425万8,000円の追加で、主に職員の定期異動等、人件費分に係る増額や前年度の国、県低所得者保険料軽減負担金の確定に伴い繰入れをするものでございます。

次に、中段から下の9款繰越金、1項繰越金の補正額が2,235万8,000円の追加で、前年度繰越金でございます。

続きまして、歳出の主なものについて説明をさせていただきます。

14、15ページをお開きください。

左のページ上から2行目、1款総務費、1項総務管理費の補正額275万5,000円の追加につきましては、職員の定期異動等に伴う人件費の調整によるものでございます。

続いて、中段の2款保険給付費、2項1目介護予防サービス給付費、補正額500万円の追加につきましては、介護予防サービス利用者の増加によるものでございます。

次に、16、17ページをお開きください。

一番上の行、5款地域支援事業費、3項包括的支援事業任意事業費、補正額807万円の減額につきましては、職員の定期異動に伴う人件費の調整や在宅医療・介護連携推進事業の事業内容変更によるものでございます。

続いて、中段から下の7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金の補正額が3,305万3,000円の追加で、前年度の介護給付費負担金など実績額の確定に伴う国や県などへの返還金でございます。

以上、議案第48号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同くださいますようお願いいたします。

○議長（笠井安之君） 坂東理事。

○理事（坂東孝一君） それでは、議案第49号について補足説明をさせていただきます。

議案第49号阿波市手数料徴収条例の一部改正について。

阿波市手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年8月26日提出、阿波市長。

この条例の改正につきましては、令和6年10月1日より、市民課、税務課及び各支所において手数料の支払いに導入するキャッシュレス決済に対応するため、条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、指定納付受託者に納付を委託できる旨の規定を新たに設けるもので、施行日は公布の日でございます。

以上、議案第49号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同いただきますようお願いいたします。

○議長（笠井安之君） 高田建設部長。

○建設部長（高田敬二君） 議案第50号について補足説明をさせていただきます。

議案第50号阿波市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

阿波市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年8月26日提出、阿波市長。

今回の改正につきましては、阿波市公営住宅等長寿命化計画に基づき、市場町の開ノ口団地の除却を行うため、条例の一部改正をお願いするものでございます。

改正内容といたしまして、第3条の別表1の表中、開ノ口団地の項を削るものでございます。

施行日につきましては、令和7年4月1日からとしております。

以上、議案第50号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同くださいますようお願いいたします。

○議長（笠井安之君） 坂東理事。

○理事（坂東孝一君） それでは、報告第5号令和5年度阿波市健全化判断比率及び資金不足比率について補足説明をさせていただきます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和5年度阿波市健全化判断比率及び資金不足比率について監査委員の意見をつけて報告する。

令和6年8月26日提出、阿波市長。

初めに、一般会計等に係る健全化判断比率についてでございますが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、全ての会計が黒字決算であることから、赤字の数値はございません。

次に、実質公債費比率につきましては7.9%で、早期健全化基準の25%の範囲内となっており、対前年比0.2ポイントの増となっております。

また、将来負担比率につきましては、負債より資産が多いことから、数値はございません。

次に、公営企業会計に係る資金不足比率につきましては、全ての公営企業で資金不足額が生じていないことから、数値はございません。

以上、報告第5号の補足説明とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 以上で補足説明が終わりました。

ここで、議案第38号令和5年度阿波市一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第45号令和5年度阿波市水道事業会計決算認定についての決算認定8件と報告第5号令和5年度阿波市健全化判断比率及び資金不足比率について、代表監査委員の報告を求め

ます。

中野代表監査委員。

○代表監査委員（中野修一君） 代表監査委員の中野でございます。

決算審査報告を行います。

令和5年度の一般会計、特別会計、水道事業会計及び財政健全化法に係ります各比率につきまして審査を行いました結果、会計及び決算審査は正確に実施されておりました。また、諸帳簿、証憑書類等につきましても、適正かつ確実に整理されておりました。

財政健全化法に係ります各比率につきましては、各比率とも健全化基準の範囲内でございます。結果といたしまして、現在のところ阿波市の財政運営は、市民の期待に沿うよう健全に推移しております。

内容につきましては、お手元の議案書の中に、我々委員から意見を提示してございますので、ご覧いただけたらと思います。

以上でございます。

○議長（笠井安之君） 以上で報告が終わりました。

ただいま議題となっております議案中、議案第38号令和5年度阿波市一般会計歳入歳出決算認定については、8人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井安之君） ご異議なしと認めます。よって、議案第38号は、8人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することと決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条の規定により、議長により指名いたします。

委員に、木村松雄君、吉田稔君、中野厚志君、藤本功男君、坂東重夫君、原田健資君、竹内政幸君、樫原浩二君、以上8名を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井安之君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました8人の諸君を決算審査特別委員に選任することに決定いたしました。

選任された委員におかれましては、本日、委員会を開催の上、正副委員長を決定していただきますようお願いいたします。委員の皆さんは議長室へお集まりください。

暫時休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時03分 再開

○議長（笠井安之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど設置されました決算審査特別委員会の委員長に藤本功男君、副委員長に竹内政幸君が選任されたので、ご報告いたします。

~~~~~

**日程第18 請願第3号 家族従業者の働き分を認めない所得税法第56条の見直しを求める請願**

○議長（笠井安之君） 次に、日程第18、請願第3号家族従業者の働き分を認めない所得税法第56条の見直しを求める請願を議題といたします。

紹介議員であります松村幸治議員に説明を求めます。

松村幸治君。

○15番（松村幸治君） それでは、請願第3号家族従業者の働き分を認めない所得税法第56条の見直しを求める請願について、紹介議員として説明をさせていただきます。

中小業者の営業は、家族全体の労働によって支えられています。しかし、日本の税制は、所得税法第56条事業主の配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しないという条文の趣旨により、家族従業者の働き分、自家労賃を必要経費として認めていません。家族従業者の働き分は事業主の所得となり、配偶者86万円、配偶者以外の家族50万円が考慮されるのみで、これは最低賃金にも達しない額でございます。このことにより、家族従業者は社会保障や行政手続などの面で不利益となっており、後継者不足にも拍車をかけています。

所得税法第56条の廃止、見直しを求める意見書は、2024年6月25日現在、全国572自治体、徳島県18自治体で採択をされております。第4次男女共同参画基本計画は、女性が家族従業者として果たしている役割が適切に評価されるよう税制等の各種制度の在り方を検討すると明記をしています。ドイツ、フランス、アメリカなど世界の主要国では、家族従業者の働き分を必要経費として認めております。また、国連女性差別撤廃委員会では、2016年3月、所得税法第56条が家族従業女性の経済的自立を妨げている

ことを懸念し、所得税法の見直しを日本政府に勧告しました。

以上の理由から、所得税法第56条の見直しを求める意見書を国に提出していただけるよう求めます。

以上でございます。

以上、ご審議いただきまして、採択されますようお願いを申し上げます。

○議長（笠井安之君） 説明が終わりました。

ただいま議題となっております請願第3号については、会議規則141条の規定により、お手元に配付の請願文書表のとおり総務常任委員会に付託いたしたいと思っております。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の日程を報告いたします。

次回は、9月5日午前10時から代表質問、一般質問であります。

本日はこれをもって散会いたします。

午前11時07分 散会